

忠岡町物品・役務等請負業者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、忠岡町が発注する物品の購入、売払い及び修繕並びに役務等業務（建設工事並びに調査、測量及び建設コンサルタント業務を除く。）の入札に参加しようとする物品・役務等の入札参加資格者名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）を審査し、入札及び随意契約を締結する場合の業者の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の対象)

第2条 登録業者の資格審査は、前条に規定する業者で、町長の定める期間内に入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出したものについて行うものとする。

(町内業者等について)

第3条 町内業者とは、忠岡町内に本社を置き、かつ、そこを営業の拠点としている者とし、準町内業者とは、常時請負契約を締結する事務所として、忠岡町内に従たる営業所を有する者とし、その他の者についてはすべて町外業者とする。

(資格審査)

第4条 町長は、第2条の規定により申請書を提出した登録業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、入札に参加する資格を与えないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった後2年を経過していないもの。
- (2) 忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱における指名停止期間中にあるもの。
- (3) その他町長が不適格者と認めるもの。

(期間後に提出された申請書の取扱い)

第5条 町長の定めた期間後に提出された申請書は、これを受理しないものとする。ただし、町長が期間内に提出できなかつたことについてやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(登録業者の指名に関する留意事項)

第6条 業者の指名にあたっては、町が発注しようとしている契約（以下「発注契約」という。）に応じて次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 履行能力の現状
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 登録種別及び希望順位
- (4) 経営及び信用の状況
- (5) 他官公庁における契約実績
- (6) 既発注契約の受注及び進捗状況
- (7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (8) 発注契約に要する資格要件の適否
- (9) 発注契約における地理的条件

(指名の方法)

第7条 入札及び随意契約を締結する場合の指名は、登録業者の中から、前条によりこれを行うものとする。

2 前項の登録業者は、入札を執行する年度内における登録業者であること。

3 物品購入の設計金額が700万円以上の売買契約及び役務等業務の設計金額が1,000万円以上の委託契約等に係る契約方法及び業者選定条件の設定又は指名業者の選定については、忠岡町物品及び役務等指名業者選定委員会において定める。

(指名競争入札参加社の数)

第8条 契約締結に際し、指名競争入札を執行するときの当該入札に参加させる業者の数は、別に定めるとおりとする。ただし、契約の性質、目的またはその他の事情によりこれによりがたい場合は、この限りでない。

(施行細則)

第9条 この基準に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

指名競争入札参加社の数（第8条関係）

種別	予 定 価 格		指名業者数
物品の購入、売払い及び修繕の請負契約	設計金額が 1,000 万円以上		6 社以上
	〃 500 万円以上	1,000 万円未満	5 社以上
	〃 50 万円以上	500 万円未満	4 社以上
		50 万円未満	2 社以上
役員等の委託契約	設計金額が 1,000 万円以上		6 社以上
	〃 500 万円以上	1,000 万円未満	5 社以上
	〃 50 万円以上	500 万円未満	4 社以上
		50 万円未満	2 社以上